普通傷害保険　自動継続特約改定対照表　該当部分のみ抜粋

改定前（2016年9月30日以前補償開始）	改定後（2016年10月1日以降補償開始）
保険契約の自動継続に関する特約（分割払契約用）	**保険契約の自動継続に関する特約（分割払契約用）**
略	略
第２条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日より３か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。	第２条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日の１か月前の日の属する月の 10 日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。 （注）第５条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。
（２）（１）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。	（２）（１）の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がないかぎり、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。 （３）（１）および（２）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
略	略
第５条（継続契約に適用される保険料率） この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第２条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。	第５条（継続契約に適用される制度・料率等） （１）この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以後第２条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。 （注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。 （２）（１）の規定により第３条（継続契約の分割保険料および払込方法）および前条に相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。
略	略
第７条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第２条（保険契約の継続）（１）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。	第７条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第２条（保険契約の継続）（１）および（２）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
以下、略	以下、略

普通傷害保険　自動継続特約改定対照表　該当部分のみ抜粋

改定前（2016年9月30日**以前**補償開始）	改定後（2016年10月1日**以降**補償開始）
保険契約の自動継続に関する特約（年払契約用） 略 第２条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日より３か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。 （２）（１）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。 略 第６条（継続契約に適用される保険料率） この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第２条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。 略 第８条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第２条（保険契約の継続）（１）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。 以下、略	**保険契約の自動継続に関する特約（年払契約用）** 略 第２条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日の１か月前の日の属する月の 10 日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。 （注）第６条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。 （２）（１）の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がないかぎり、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。 （３）（１）および（２）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。 略 第６条（継続契約に適用される制度・料率等） （１）この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以後第２条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。 （注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。 （２）（１）の規定により第３条（継続契約の保険料および払込方法）から第５条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。 略 第８条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第２条（保険契約の継続）（１）および（２）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。 以下、略

普通傷害保険　自動継続特約改定対照表　該当部分のみ抜粋

改定前（2016年9月30日以前補償開始）	改定後（2016年10月1日以降補償開始）
通信販売に関する特約 略 第６条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日より３か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。 （２）（１）の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の初回保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。 （３）継続契約における当会社の保険責任は、第３条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間の初日の午後４時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。 略 第 10 条（継続契約に適用される保険料率） この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第６条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。 略 第 12 条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第６条（保険契約の継続）（１）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。 以下、略	**通信販売に関する特約** 略 第６条（保険契約の継続） （１）この保険契約の満了する日の１か月前の日の属する月の 10 日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。 （注）第 10 条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。 （２）（１）の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がないかぎり、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。 （３）（１）および（２）の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の初回保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。 （４）継続契約における当会社の保険責任は、第３条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、保険期間の初日の午後４時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。 略 第 10 条（継続契約に適用される制度・料率等） （１）この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以後第６条（保険契約の継続）（１）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。 （注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。 （２）（１）の規定により第７条（継続契約の保険料および払込方法）から第９条（初回保険料不払による継続契約の解除）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。 略 第 12 条（継続契約の告知義務） （１）保険契約者または被保険者になる者は、第６条（保険契約の継続）（１）および（２）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。 以下、略